

## 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査

・寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指導の実施に関する要綱	28~31
・寝屋川市指定居宅サービス事業者等の監査の実施に関する要綱	32~38
・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法	39
・指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図	40
・指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】	41~57
・令和元年度～令和3年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）	58~61
・令和3年度指定居宅サービス事業者等実地指導主な指導事項一覧（寝屋川市）	62~66
・業務管理体制の整備	67~71

## 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指導の実施に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険に係る指定居宅サービス事業者等に対する指導に係る基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスに関する質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成9年法律第123号）をいう。
- (2) 旧法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者等 法第23条又は旧法第23条に規定する居宅サービス等（居宅サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型サービス（これに相当するサービスを含む。）、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）、施設サービス、介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）、地域密着型介護予防サービス（これに相当するサービスを含む。）若しくは介護予防支援（これに相当するサービスを含む。）をいう。以下同じ。）を担当する者又はこれらの者であった者
- (4) 基準等 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）及び居宅サービス等に関し厚生労働省が定める基準等

2 前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法又は旧法の例による。

### (指導方針)

第3条 指導は、指定居宅サービス事業者等に対し、基準等に定める事項その他必要と認める事項について周知徹底を図るものとする。

### (指導の種類等)

第4条 指導の種類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 集団指導 指導の対象となる者を必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習形式で行う指導又はそれに準ずる方法により行う指導
- (2) 運営指導 次の形態により、指導の対象となる者の事業所における面談形式で行う指導又はそれに準ずる方法により行う指導
  - ア 一般指導 寝屋川市が単独で行う指導で、別に定める基準により選定して計画的に行う指導又は必要に応じて緊急に行うもの
  - イ 合同指導 厚生労働省、大阪府又は他市町村と寝屋川市が合同で行う指導

(指導対象)

第5条 指導は、全ての指定居宅サービス事業者等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。

- (1) 集団指導の対象 集団指導の対象は、寝屋川市が指導に関する権限を有する全ての指定居宅サービス事業者等とする。
- (2) 運営指導の対象の選定基準
  - ア 一般指導
    - (ア) 市長が定める実施計画に基づき、指定居宅サービス事業者等から選定する。
      - (イ) (ア)に掲げるもののほか、特に一般指導を要すると認める指定居宅サービス事業者等から選定する。
    - イ 合同指導 一般指導の対象とした者のうち、合同指導を要すると認める指定居宅サービス事業者等から選定する。

(指導の内容)

第6条 運営指導の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 介護サービスの実施状況指導 個別サービスの質（施設・設備及び利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導
  - (2) 最低基準等運営体制指導 基準等に規定する運営体制に関する指導（次号に掲げるものを除く。）
  - (3) 報酬請求指導 加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導
- (実施方法等)

第7条 第4条第1号に規定する集団指導は、次の各号のとおり実施する。

- (1) 実施通知 あらかじめ集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により通知する。
- (2) 指導方法 指定居宅サービス事業者等に対して、指導内容の理解を深めるため質問、個別相談等の機会を設けるとともに、大阪府が実施する指導内容との整合を図るため、事前に情報提供等必要な連携を図る。

2 第4条第2号に規定する運営指導は、次の各号のとおり実施する。

- (1) 実施通知 運営指導の対象者を決定したときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書により当該運営指導の対象者に通知する。ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われているなどの理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業者の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

- ア 運営指導の根拠規定及び目的
- イ 運営指導の日時及び場所
- ウ 指導担当者
- エ 出席者
- オ 準備すべき書類等
- カ その他運営指導の実施に関し必要な事項

- (2) 指導方法 運営指導の対象の関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式又はそれに準ずる方式で行い、その結果については、必要に応じて関係者に対して講評を行う。

(運営指導の結果通知等)

第8条 運営指導の結果は、当該運営指導の対象者に対して、後日文書により通知する。

2 運営指導の結果、人員、施設及び設備又は運営について改善を要すると認められる事項及び介護報酬について不正には当たらない軽微な誤りが認められ、過誤による調整を要すると認められる事項には、その旨を前項に規定する文書において通知するとともに、当該通知した事項について文書により報告するよう求めるものとする。

(自主点検の指導等)

第9条 前条第2項の場合において、過誤による調整を要すると認められるときは、当該運営指導の対象者に対しサービス提供を行った全ての事例に関して、自主的に点検させるとともに、当該自主点検の結果、更なる過誤が確認されたときは、当該過誤による調整を行うよう指導するものとする。

(監査への変更)

第10条 運営指導を実施中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、寝屋川市指定居宅サービス事業者等の監査の実施に関する要綱（令和4年5月27日制定）に定めるところにより、直ちに監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

- (1) 基準等に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(関係行政機関等との連携)

第11条 必要に応じて関係行政機関等と連携を図り、情報交換等を行うことで適切な集団指導及び運営指導の実施を行うものとする。

(委任等)

第12条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

## 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の監査の実施に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、介護保険に係る指定居宅サービス事業者等に対する監査に係る基本的事項を定めることにより、介護給付等対象サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 介護保険法（平成9年法律第123号）をいう。
- (2) 旧法 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法をいう。
- (3) 指定居宅サービス事業者等 次に掲げる者をいう。
  - ア 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
  - イ 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
  - ウ 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定居宅介護支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者
  - エ 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設若しくは指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者又は指定介護老人福祉施設の開設者若しくはその長その他の従業者であった者
  - オ 法第48条第1項第2号に規定する介護老人保健施設の開設者、介護老人保健施設の管理者又は医師その他の従業者
  - カ 法第48条第1項第3号に規定する介護医療院の開設者、介護医療院の管理者又は医師その他の従業者

キ　旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設若しくは指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者又は指定介護療養型医療施設の開設者若しくは管理者、医師その他の従業者であった者

ク　法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

ケ　法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定地域密着型介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

コ　法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者又は指定介護予防支援事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者

サ　法第115条の45の3第1項に規定する指定事業者若しくは当該指定に係る法第115条の45第1項第1号に規定する第1号事業を行う事業者であった者若しくは当該指定に係る第1号事業を行う事業所の従業者であった者

(4) 基準等　寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）及び居宅サービス等に関し厚生労働省が定める基準等

2　前項各号に掲げるもののほか、この要綱における用語の意義は、法又は旧法の例による。

(監査方針)

第3条　監査は、次の各号に掲げる事案が生じた場合に、指定居宅サービス事業者等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行うことにより事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を探ることを主な目的とする。

- (1) 介護給付等対象サービスの内容及び介護報酬の請求について、基準等に従っていない場合若しくはその疑いがあると認められる場合又は介護報酬の請求について不正を行っていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合
- (2) 不正の手段により指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合
- (3) 介護給付費等対象サービスの利用者又は入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合

（監査対象の選定）

第4条 監査は、次の各号に掲げる情報等を踏まえ、前条の目的のために必要があると認める場合に行うものとする。

- (1) 通報、苦情、相談等に基づく情報
- (2) 市町村が、高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- (3) 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）、地域包括支援センターへ寄せられる苦情
- (4) 国保連又は保険者からの通報情報
- (5) 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す指定居宅サービス事業者等
- (6) 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報
- (7) 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指導の実施に関する要綱（令和4年5月27日制定）に基づく指導により確認した（その疑いがある場合も含む。）情報

（監査方法等）

第5条 監査は、次の各号に掲げる方法により実施する。

(1) 実施通知　監査の対象となる指定居宅サービス事業者等を決定したときは、次に掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。なお、法第23条による運営指導を実施中に監査に変更した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

ア 監査の根拠規定

イ 監査の日時及び場所

ウ 監査担当者

エ 監査対象指定居宅サービス事業者等の出席者

オ 必要な書類等

カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等　監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

#### (行政上の措置)

第6条　監査の結果、第3条各号に掲げる事案に係る事実（第3条第1号又は第2号に係るものにあっては以下「指定基準違反等」といい、第3条第3号に係るものにあっては以下「人格尊重義務違反」という。）が認められた場合には、法第5章及び第6章並びに旧法第5章の規定により、次の各号に定めるところにより行政上の措置を行うものとする。

(1) 勧告　指定居宅サービス事業者等（第4号から第7号までに掲げる行政上の措置の対象となる者を除く。以下次号及び第3号について同じ。）に指定基準違反等（介護報酬の請求に関するものを除く。）が確認された場合、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができるほか、当該期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することがある。

なお、勧告した場合は、当該指定居宅サービス事業者等に対し期限を定めて文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

(2) 命令　指定居宅サービス事業者等が正当な理由がなく前号の勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置を探るべきことを命令するほか、命令をした場合には、その旨を公示するものとする。

なお、命令した場合は、当該指定居宅サービス事業者等に対し、期限を定めて文書により採った措置について報告を求めるものとする。

- (3) 指定の取消し等 指定居宅サービス事業者等に法第77条第1項各号、第78条の10各号、第84条第1項各号、第92条第1項各号、第115条の9第1項各号、第115条の19各号、第115条の29各号及び第115条の45の9各号並びに旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する指定基準違反等又は人格尊重義務違反が確認された場合には、当該指定居宅サービス事業者等に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすることがある。
- (4) 設備の使用制限等 法第101条又は法第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や基準等で定める施設を有しなくなったとき又基準等に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めてその全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて修繕若しくは改築を命ずることがある。
- (5) 変更命令 法第102条又は法第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて当該施設の管理者の変更を命ずることがある。
- (6) 業務運営の勧告、命令等
  - ア 法第103条又は法第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合は、当該施設の開設者に対し、期限を定めて文書により基準等を遵守すべきことを勧告するほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することがある。
  - イ 正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めてその勧告に係る措置をとることを命令することあるほか、命令をした場合には、その旨を公示するものとする。  
なお、勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し、期限を定めて文書により採った措置について報告を求めるものとする。
- (7) 許可の取消し等 法第104条又は法第114条の6の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内

容等が、法第104条第1項各号、法第114条の6第1項各号のいずれかに該当する場合においては、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止をすることがある。

(8) その他 監査の結果については、文書により通知する。

なお、前各号の規定に該当する場合は、それらの通知に代えることとし、前各号の規定に該当しない改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し、期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第7条 監査の結果、命令又は指定の取消し等若しくは許可の取消し等の処分(以下「取消等処分」という。)をしようとするときは、当該取消等処分の予定者に対して、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

(経済上の措置)

第8条 監査の結果、取消等処分(命令を除く。)を行った場合であって当該指定居宅サービス事業者等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払いを受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額(行政上の措置の実施日において、介護報酬の返還請求に関し消滅時効の期限が到来しているものを除く。)を不正利得とし、当該支払いに係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

2 前項の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により、当該返還させるべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

(関係行政機関等との連携)

第9条 必要に応じて関係行政機関等と連携を図り、情報交換等を行うことで適切な監査の実施に努めるものとする。

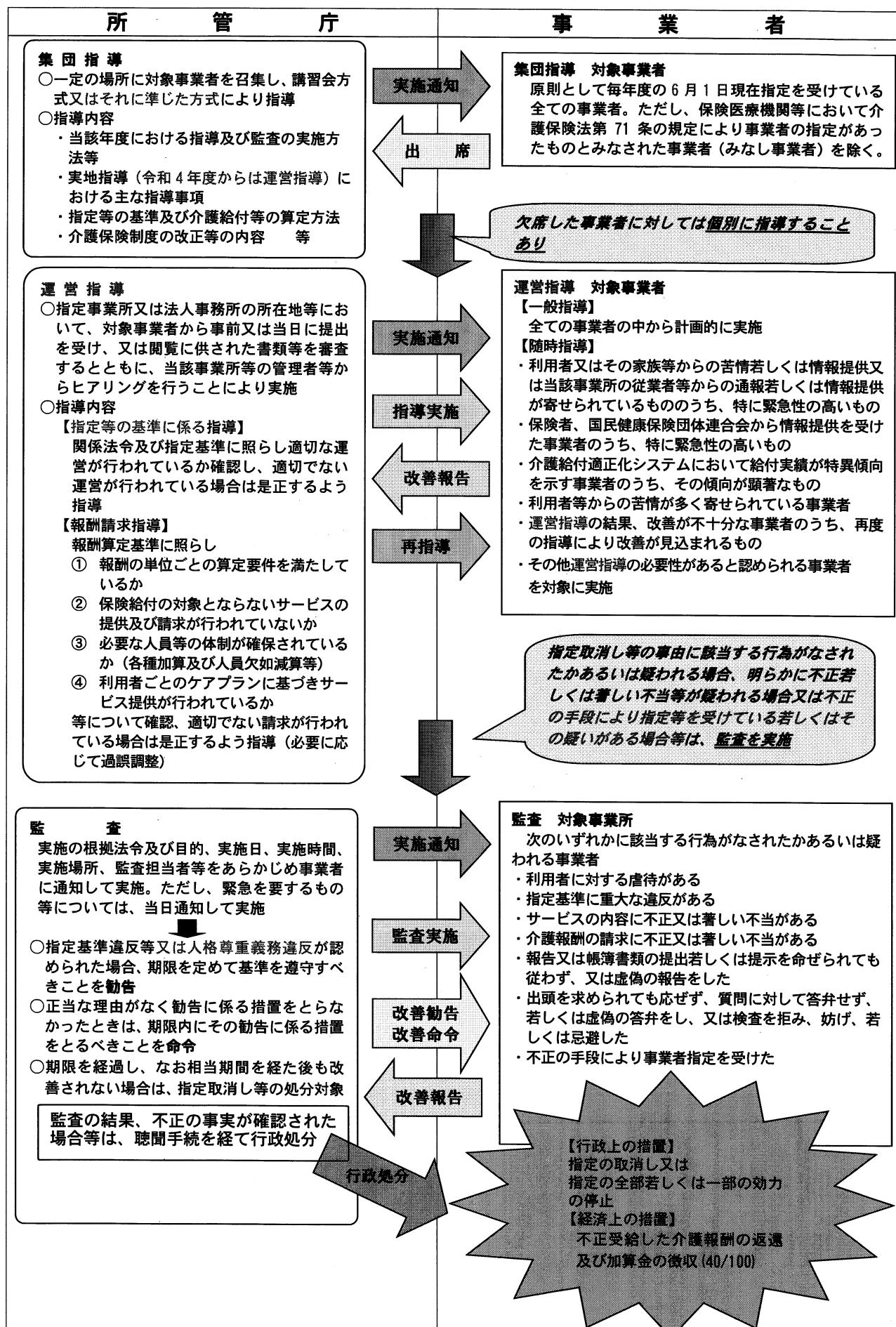
(委任等)

第10条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が定める。

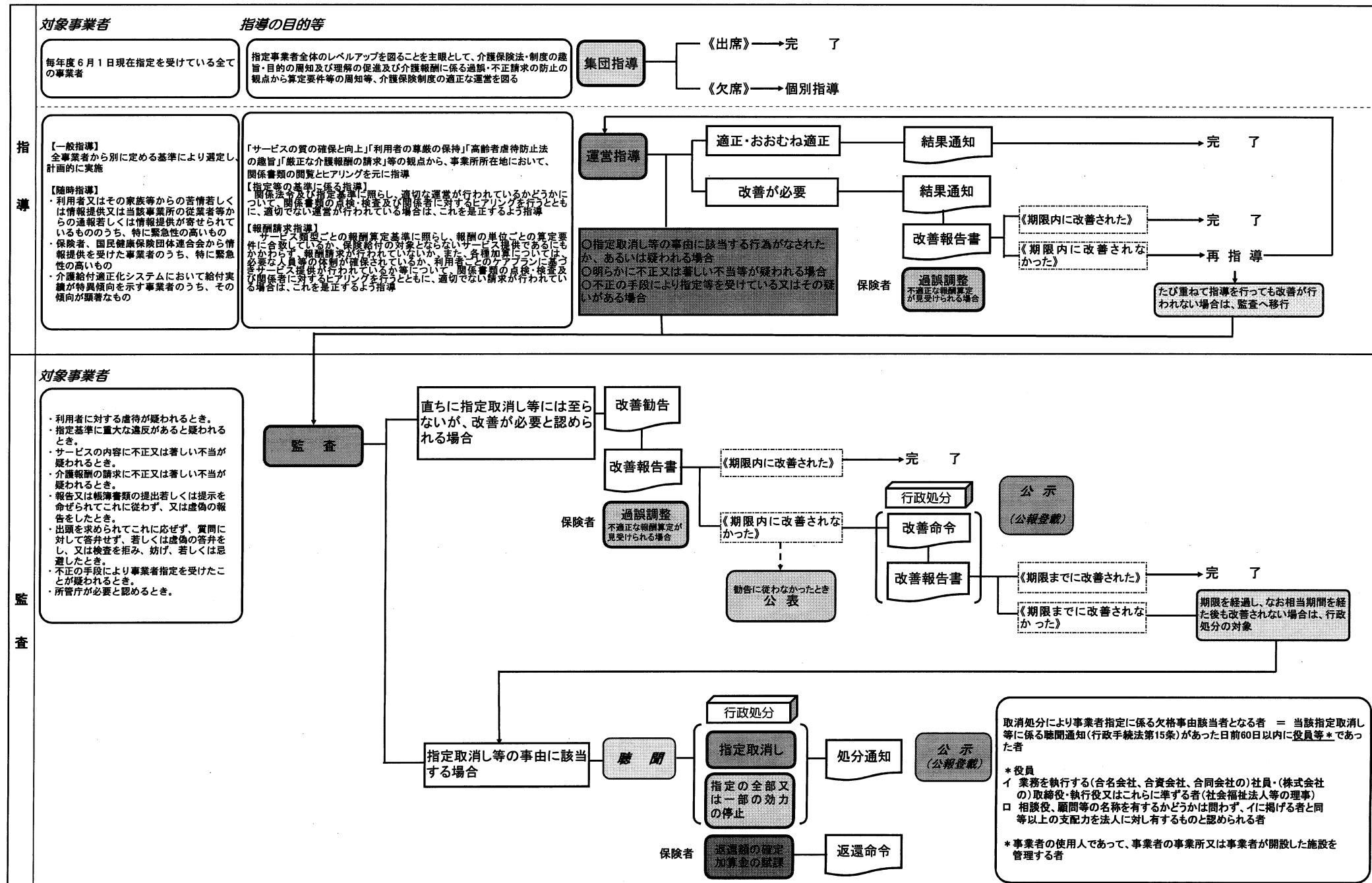
附 則

この要綱は、令和4年5月27日から施行する。

## 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の実施方法



## 指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査フロー図



## 指定居宅サービス事業者等の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第77条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第41条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定居宅サービス事業者が、第70条第2項第4号から第5号の2まで、第10号(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第10号の2(第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。)、第11号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)又は第12号(第5号の3に該当する者であるときを除く。)のいずれかに該当するに至ったとき。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第70条第2項</b></p> <p>第4号 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p>第5号 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの※1の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">※1 介護保険法施行令第35条の2</p> <p>第5号の2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの※2により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p style="padding-left: 2em;">※2 介護保険法施行令第35条の3</p> <p>第10号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>第10号の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p>第11号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>第12号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p>第5号の3 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以後に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限</p>

る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。

第6号 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。・・・）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第6号の2 申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第7号 申請者が、第77条第1項又は第115条の35条第6項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第7号の2 申請者が、第76条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第77条第1項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第75条第2項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。

第8号 第7号に規定する期間内に第75条第2項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号

- (2) 指定居宅サービス事業者が、第 70 条第 9 項又は第 11 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。
- (3) 指定居宅サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 74 条第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。
- (4) 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 2 項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (5) 指定居宅サービス事業者が、第 74 条第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。
- (6) 居宅介護サービス費の請求に関し不正があつたとき。

の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

第9号 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

**第70条第9項** 都道府県知事は、第 6 項又は前項の意見を勘案し、第 41 条第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

**第70条第11項** 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第 1 項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第 41 条第 1 項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

**大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**

**大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例**

**第74条第6項** 指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(7) 指定居宅サービス事業者が、第76条第1項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(8) 指定居宅サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第76条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定居宅サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(9) 指定居宅サービス事業者が、不正の手段により第41条第1項本文の指定を受けたとき。

**第76条第1項** 都道府県知事又は市町村長は、居宅介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定居宅サービス事業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定居宅サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定居宅サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定居宅サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定居宅サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第41条第1項本文** 市町村は、要介護認定を受けた被保険者（以下「要介護被保険者」という。）のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要介護被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定居宅サービス事業者」という。）から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス（以下「指定居宅サービス」という。）を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用・・・について、居宅介護サービス費を支給する。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定居宅サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(12) 指定居宅サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(13) 指定居宅サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

#### 介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

【33 法律】

## 指定介護予防サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
<p>(指定の取消し等)</p> <p>第115条の9 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定介護予防サービス事業者に係る第53条第1項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>(1) 指定介護予防サービス事業者が、第115条の2第2項第4号から第5号の2まで、第10号（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第10号の2（第5号の3に該当する者のあるものであるときを除く。）、第11号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）又は第12号（第5号の3に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。</p>	<p><b>第115条の2第2項</b></p> <p><b>第4号</b> 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p><b>第5号</b> 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p><b>第5号の2</b> 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。</p> <p><b>第10号</b> 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第6号まで又は第7号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p><b>第10号の2</b> 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。</p> <p><b>第11号</b> 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第6号まで又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p><b>第12号</b> 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第4号から第5号の3まで、第6号の2又は第7号から第9号までのいずれかに該当する者であるとき。</p> <p><b>第5号の3</b> 申請者が、社会保険各法又は労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）の定めるところにより納付義務を負う保険料、負担金又は掛金（地方税法の規定による国民健康保険税を含む。以下・・・「保険料等」という。）について、当該申請をした日の前日までに、これらの法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全て（当該処分を受けた者が、当該処分に係る保険料等の納付義務を負うことを定める法律によって納付義務を負う保険料等に限る。・・・）を引き続き滞納している者であるとき。</p> <p><b>第6号</b> 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第115条の9第1項又は第115条の</p>

35 条第 6 項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。第 5 節及び第 203 条第 2 項において同じ。）又はその事業所を管理する者その他の政令で定める使用人（以下「役員等」という。）であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第 6 号の 2 申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して 5 年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日前 60 日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前 60 日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して 5 年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第 7 号 申請者が、第 115 条の 9 第 1 項又は第 115 条の 35 第 6 項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第 15 条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第 115 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

第 7 号の 2 申請者が、第 115 条の 7 第 1 項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第 115 条の 9 第 1 項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から 10 日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に、第 115 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。

第 8 号 第 7 号に規定する期間内に第 115 条の 5 第 2 項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、

	<p>同号の通知の日前 60 日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して 5 年を経過しないものであるとき。</p> <p>第9号 申請者が、指定の申請前 5 年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。</p>
(2) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 2 第 6 項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。	第 115 条の 2 第 6 項 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第 53 条第 1 項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。
(3) 指定介護予防サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第 115 条の 4 第 1 項の都道府県の条例で定める基準又は同項の都道府県の条例で定める員数を満たすことができなくなったとき。	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(4) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 4 第 2 項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な介護予防サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。	大阪府指定介護予防サービス事業者の指定並びに指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
(5) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 4 第 6 項に規定する義務に違反したと認められるとき。	第 115 条の 4 第 6 項 指定介護予防サービス事業者は、要支援者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要支援者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。
(6) 介護予防サービス費の請求に関し不正があったとき。	

(7) 指定介護予防サービス事業者が、第 115 条の 7 第 1 項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

(8) 指定介護予防サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第 115 条の 7 第 1 項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定介護予防サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

(9) 指定介護予防サービス事業者が、不正の手段により第 53 条第 1 項本文の指定を受けたとき。

**第 115 条の 7 第 1 項** 都道府県知事又は市町村長は、介護予防サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定介護予防サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定介護予防サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定介護予防サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定介護予防サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

**第 53 条第 1 項本文** 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において介護を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき・・・は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用・・・について、介護予防サービス費を支給する。

(10) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

(11) 前各号に掲げる場合のほか、指定介護予防サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

(12) 指定介護予防サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

(13) 指定介護予防サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

#### 介護保険法施行令第35条の5各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法

【33 法律】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
<p>(介護サービス情報の報告及び公表)</p> <p>第115条の35 6 都道府県知事は、指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・が第4項の規定による命令に従わないとときは、当該指定居宅サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を取り消し、又は期間を定めてその指定・・・の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p>	<p>第4項 都道府県知事は、介護サービス事業者が第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査の実施を妨げたときは、期間を定めて、当該介護サービス事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。</p> <hr/> <p>第1項 介護サービス事業者は、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者・・・指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者・・・の指定・・・を受け、訪問介護、訪問入浴介護その他の厚生労働省令で定めるサービス（以下「介護サービス」という。）の提供を開始しようとするときその他厚生労働省令で定めるときは、政令で定めるところにより、その提供する介護サービスに係る介護サービス情報（介護サービスの内容及び介護サービスを提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であって、介護サービスを利用し、又は利用しようとする要介護者等が適切かつ円滑に当該介護サービスを利用する機会を確保するために公表されることが必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）を、当該介護サービスを提供する事業所・・・の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。</p> <p>第3項 都道府県知事は、第1項の規定による報告に関して必要があると認めるときは、当該報告をした介護サービス事業者に対し、介護サービス情報のうち厚生労働省令で定めるものについて、調査を行うことができる。</p>

## 指定地域密着型サービス事業者の指定の取消し等の規定【介護保険法】

条文（参照条文を太字で表記）	参 照 条 文
<p>(指定の取消し等)  <b>第七十八条の十</b> 市町村長は、次の各号のい ずれかに該当する場合においては、当該指 定地域密着型サービス事業者に係る第四 十二条の二第一項本文の指定を取り消し、 又は期間を定めてその指定の全部若しく は一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七 十八条の二第四項第四号の二から第五号 の二まで、第九号（第五号の三に該当する 者のあるものであるときを除く。）、第十 号（第五号の三に該当する者のあるもの であるときを除く。）、第十一号（第五号の 三に該当する者であるときを除く。）又は 第十二号（第五号の三に該当する者である ときを除く。）のいづれかに該当するに至 ったとき。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第七十八条の二第四項</b></p> <p>四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せ られ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又 は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。  九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいづれかに 該当する者のあるものであるとき。  十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第 七号から第八号までのいづれかに該当する者のあるものであるとき。  十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から 第八号までのいづれかに該当する者であるとき。  十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生 活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の 二又は第七号から第八号までのいづれかに該当する者であるとき。</p>

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 指定地域密着型サービス事業者が、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすことができなくなったとき。

#### 第七十八条の二第六項

三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号の二又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

#### 第七十八条の二第八項

8 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認められる条件を付することができる。

#### 第七十八条の四第一項

第七十八条の四 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

#### 同条第五項

5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

- 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年寝屋川市条例第55号）

五 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

六 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の四第八項に規定する義務に違反したと認められるとき。

七 指定地域密着型サービス事業者(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行うものに限る。)が、第二十八条第五項(第二十九条第二項、第三十条第二項、第三十一条第二項、第三十三条第四項、第三十三条の二第二項、第三十三条の三第二項及び第三十四条第二項において準用する場合を含む。第八十四条、第九十二条、第一百四条及び第一百四十四条の六において同じ。)の規定により調査の委託を受けた場合において、当該調査の結果について虚偽の報告をしたとき。

八 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

#### 第七十八条の四第二項

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

#### 同条第五項

5 市町村は、第三項の規定にかかわらず、同項第一号から第四号までに掲げる事項については、厚生労働省令で定める範囲内で、当該市町村における指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準及び指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を定めることができる。

- 寝屋川市指定居宅サービス事業者等の指定並びに指定居宅サービス等の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例(平成30年寝屋川市条例第55号)

#### 第七十八条の四第八項

8 指定地域密着型サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

#### 第二十八条第五項

5 市町村は、前項において準用する前条第二項の調査を第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、地域密着型介護老人福祉施設、介護保険施設その他の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設(以下この条において「指定居宅介護支援事業者等」という。)又は介護支援専門員であって厚生労働省令で定めるものに委託することができる。

九 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の七第一項の規定により報告又は帳簿書類の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

十 指定地域密着型サービス事業者又は当該指定に係る事業所の従業者が、第七十八条の七第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定地域密着型サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

十一 指定地域密着型サービス事業者が、不正の手段により第四十二条の二第一項本文の指定を受けたとき。

#### 第七十八条の七第一項

第七十八条の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

#### 第七十八条の七第一項

第七十八条の七 市町村長は、地域密着型介護サービス費の支給に関して必要があると認めるときは、指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者若しくは当該指定に係る事業所の従業者であった者（以下この項において「指定地域密着型サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、指定地域密着型サービス事業者若しくは当該指定に係る事業所の従業者若しくは指定地域密着型サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定地域密着型サービス事業者の当該指定に係る事業所、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

#### 第四十二条の二第一項

第四十二条の二 市町村は、要介護被保険者が、当該市町村（住所地特例適用被保険者である要介護被保険者（以下「住所地特例適用要介護被保険者」という。）に係る特定地域密着型サービスにあっては、施設所在市町村を含む。）の長が指定する者（以下「指定地域密着型サービス事業者」という。）から当該指定に係る地域密着型サービス事業を行う事業所により行われる地域密着型サービス（以下「指定地域密着型サービス」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定地域密着型サービスに要した費用（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、地域密着型介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の地域密着型サービスを受けたときは、この限りでない。

十二 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

十三 指定地域密着型サービス事業者に係る老人福祉法第二十九条第十八項の規定による通知を受けたとき。

十四 前各号に掲げる場合のほか、指定地域密着型サービス事業者が、居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十五 指定地域密着型サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

#### 介護保険法施行令第三十五条の五各号

健康保険法、児童福祉法、栄養士法、医師法、歯科医師法、保健師助産師看護師法、歯科衛生士法、医療法、身体障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、生活保護法、社会福祉法、知的障害者福祉法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、薬剤師法、老人福祉法、理学療法士及び作業療法士法、高齢者の医療の確保に関する法律、社会福祉士及び介護福祉士法、義肢装具士法、精神保健福祉士法、言語聴覚士法、発達障害者支援法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、子ども・子育て支援法、再生医療等の安全性の確保等に関する法律、国家戦略特別区域法、難病の患者に対する医療等に関する法律、公認心理師法、民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律、臨床研究法  
【33 法律】

#### 老人福祉法第二十九条第十八項

18 都道府県知事は、介護保険法第四十二条の二第一項本文の指定（地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るものに限る。）を受けた有料老人ホームの設置者に対して第十六項の規定による命令をしたときは、遅滞なく、その旨を、当該指定をした市町村長に通知しなければならない。

十六 指定地域密着型サービス事業者が法人でない事業所である場合において、その管理者が指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

## 令和元年度～令和3年度における事業者指定の取消し及び効力停止の事例（大阪府内）

指定権者	内容及び期間	サービス種別	主な指定取消し・効力停止の事由	根拠規定	経済上の措置
大阪府	指定の取消し (R1. 5. 1)	通所介護	事業開始時より生活相談員2名のうちの1名について虚偽の記載をし、指定を受けた。また、指定後、この生活相談員が勤務している実態もないにもかかわらず、介護報酬を請求した。	第77条第1項第9号	なし
大阪府	指定の取消し (R1. 7. 1)	訪問看護	<p>利用者A氏について、主治の医師による指示を受けることなく事業所の判断により指定訪問看護を提供し、平成29年4月3日から平成31年2月28日までの間、当該利用者に係る376回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。</p> <p>利用者B氏について、本件事業所の看護職員が指定訪問看護を提供していないにもかかわらず、当該職員が提供したとし、平成29年4月1日から平成30年6月17日までの間、当該利用者に係る267回分の居宅介護サービス費を不正に請求した。</p>	第77条第1項第4号及び第6号、第115条の9第1項第10号	不正請求に係る返還額 2,349,859円 (加算金を含まず)
大阪府	指定の効力の一部停止3か月 (R1. 8. 1～10. 31)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備並びに訪問介護員等の業務の実施状況の把握について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第77条第1項第4号	なし
大阪府	指定の効力の一部停止3か月 (R1. 12. 1～R2. 29)	訪問介護	サービス提供記録の作成及び整備について、平成30年の実地指導において指導を受けたにもかかわらず、これを怠った。	第77条第1項第4号	なし
大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	訪問介護	<p>法人代表者であり居宅介護支援事業の管理者兼介護支援専門員が、その立場を利用して、利用者12名に対し、平成29年2月から平成31年2月までの間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのように装い、介護報酬を不正に請求し、受領した。</p> <p>また、その不正を隠ぺいするために、虚偽作成したサービス提供票を虚偽作成する前の情報に書き替え、証拠書類の処分を図った。</p>	第77条第1項第6号	不正請求に係る返還額 5,965,971円 (加算金を含む)

大阪市	指定の取消し (R1. 10. 31)	介護予防型訪問サービス 生活援助型訪問サービス	介護予防型訪問サービス、生活援助型訪問サービスと一体的に運営する指定訪問介護において、介護給付費の請求に関する不正が行われた。	第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 6 号	なし
東大阪市	指定の取消し (R1. 12. 1)	訪問介護 (第 1 号事業 含む)	<p>新規指定の申請に当たり、実際の勤務予定者が 1 名（管理者兼サービス提供責任者）のみであるにもかかわらず、訪問介護員として実在しない 3 名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、勤務予定者として提出することにより、人員基準を満たしているように装って事業所の指定を受けた。</p> <p>上記の実在しない訪問介護員のうち 1 名が退職したとして事業の休止を届け出た後、訪問介護員として更に実在しない 1 名分の資格を証する書類（介護福祉士登録証の写し）を不正に作成し、新たな勤務予定者とすることで人員基準を満たしているように装って事業の再開を届け出た。</p>	第 77 条第 1 項第 9 号及び第 10 号 第 115 条の 45 の 9 第 5 号及び第 6 号	なし
忠岡町	指定の効力の一部停止 6 か月 (R2. 1. 1~6. 30)	通所介護 (第 1 号事業 含む)	<p>新規指定申請時に人員基準を満たさないことが明らかであるにも関わらず人員基準に合わせた虚偽の申請書類を提出し、指定を受けた。</p> <p>また、処遇改善加算の算定要件を満たしていないにも関わらず不正に加算を請求した。</p> <p>監査時において、虚偽申請のつじつまを合わせるために、書類を改ざんしたうえ、虚偽の答弁を行った。</p>	第 77 条第 1 項第 6 号、第 7 号、第 8 号及び第 9 号 第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 2 号 及び第 5 号	不正請求に係る返還額 50,298 円 (加算金を含まず)
茨木市	指定の効力の全部停止 3 か月 (R1. 8. 1~10. 31)	訪問介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実地指導に対する改善報告を提出する際、全利用者について自主点検を行いサービス提供記録がない請求を過誤調整するよう指導を受けていたにもかかわらず、複数の利用者について過誤調整及び報告をしなかった。</li> <li>・サービス提供記録にサービスを断られた記録があるにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。</li> <li>・サービス提供実績の記録がないにもかかわらず、介護給付費を不正に請求し受領した。</li> </ul>	第 77 条第 1 項第 6 号	不正請求に係る返還額 464,032 円 (加算金を含まず)

			<ul style="list-style-type: none"> <li>同一利用者に対し別のヘルパー名で同一時刻のサービス提供記録があり、サービス提供者が不明なものについて、介護給付費を不正に請求し受領した。</li> <li>一人のヘルパーが、同日同時間帯に複数の利用者にサービス提供した記録があり、誰が、いつサービスに入ったか不明でありながら、介護給付費を不正に請求し受領した。</li> <li>2時間未満の間隔でサービス提供をしたにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護給付費を不正に請求し受領した。</li> <li>身体介護のサービス提供について、算定する時間に満たないものを不正に請求し受領した。</li> </ul>		
大阪市	指定の取消し (R2. 4. 30)	訪問介護 (第1号事業 含む)	利用者 20 名について、2017 年（平成 29 年）1 月から 2019 年（令和元年）9 月まで間、一部のサービス提供を行っていないにもかかわらず、サービス提供を行ったかのようにサービス提供票に実績を架空に計上し、介護給付費を不正に請求し受領した。	介護保険法第 77 条第 1 項第 6 号 第 115 条の 45 の 9 第 6 号	不正請求に係る返還額 48, 239, 048 円 (加算金を含む)
堺市	指定の取消し (R2. 10. 11)	訪問介護 (第1号事業 含む)	<p>実際には提供していないサービスを提供したかのように虚偽の提供記録等を作成し、介護給付費及び介護予防給付費を請求し、受領した。</p> <p>実際には行っていない介護職員に対する処遇改善の実績を報告し、介護職員処遇改善加算を不正に請求し受領した。</p>	第 77 条第 1 項第 6 号 第 115 条の 45 の 9 第 2 号	不正請求に係る返還額 11, 984, 377 円 (加算金を含む)
東大阪市	指定の効力の全部停止 6 か月 (R3. 2. 1~7. 31)	訪問介護 (第1号事業 含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>複数回にわたり、実際には提供していないサービスについて、サービス提供記録等の書類を作成したうえ、その報酬を不正に請求し、受領した。</li> <li>一部の利用者について同一建物減算を適用せず報酬を不正に請求し、受領した。</li> <li>指定に係る事業所とは別に所在する施設内に事業所としての実体を有するサービス提供の拠点を設け、当該施設に居住する利用者に対し、同所を拠点としてサービス提供を行った。</li> </ul>	第 77 条第 1 項第 6 号及び第 10 号 第 115 条の 45 の 9 第 2 号及び第 6 号	不正請求に係る返還額 1, 835, 363 円 (加算金を含む)

柏原市	指定の取消し (R2. 8. 31)	訪問介護 (第1号事業 含む)	令和元年11月8日より実施した監査において、法人代表者に帳簿書類その他の物件の提出を求めたが、これに従わなかった。 監査において、市から事実確認をするために再三連絡をしたが、これに応じず、事業所の営業の所在を不明な状態にし、監査の進行を妨げた。	第77条第1項第7号及び第8号 法第115条の45の9第1項第6号	なし
泉佐野市	指定の取消 (R3. 3. 24)	訪問介護	サービス提供を行っていないにも関わらず、これを行った旨を記載した虚偽のサービス提供記録を作成し、介護給付費を請求、受領した。 また監査時に虚偽のサービス提供記録の報告を行った。	第77条第1項第6号及び第7号	不正請求に係る返還額 約126,218,000円(加算金を含む。)
八尾市	指定の取消し (R3. 3. 26)	訪問介護 (第1号事業 含む)	一体的に運営している指定同行援護・居宅介護・重度訪問介護事業所において、指定取消処分に相当する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に違反する行為が認められた。	法第77条第1項第10号	なし
堺市	指定の効力の全部停止3か月 (R3. 12. 28～ R4. 3. 27)	訪問介護 介護予防訪問 サービス	利用者に対して入浴介助の後などにつなぎ服を着用させ、身体的拘束を行った。 実際には買物同行を提供していないにもかかわらず、同サービスを提供したかのように虚偽の記録を作成し、不正請求を行った。	第77条第1項第5号及び第6号 第115条の45の9第6号	不正請求に係る返還額 4,549,335円 (加算金を含む。)

## 令和3年度 指定居宅サービス事業者等実地指導 主な指導事項一覧

### 1 共通する指導事項

項目	指導事項	ポイント
重要事項説明書 及び運営規程	利用料が、利用者負担2割、3割の利用者に対応する内容となっていない。	<p>一定以上の所得がある利用者の負担について、平成27年8月からは2割負担、平成30年8月からは3割負担の支払いを受けることとされています。</p> <p>運営規程又は重要事項説明書において、負担割合が2割及び3割負担の利用者に対応していない事業所が見受けられましたので、再度、運営規程及び重要事項説明書の記載内容を確認していただき、未対応の事業所は速やかに修正してください。</p> <p>また、記載内容の整合の確認の結果、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>
	運営規程と重要事項説明書の記載に相違がある。 ・キャンセル料 ・交通費 ・従業員の勤務体制、員数 等	<p>特に、キャンセル料について、重要事項説明書にしか記載していない事例が見受けられました。</p> <p>運営規程と重要事項説明書の記載内容は実態に即した内容とし、記載内容に相違がないかを定期的に確認するなど、常に整合を図るようにしてください。</p> <p>なお、運営規程を変更する場合は、速やかに寝屋川市に届け出てください。</p>
	重要事項説明書に記載すべき項目に不足がある。 ・サービスの第三者評価の実施状況	<p>サービスの第三者評価の実施状況について、重要事項説明書に記載していない事例が見受けられました。</p> <p>適宜、重要事項説明書の記載内容を確認していただき、記載すべき項目に不足がある場合は速やかに修正してください。</p>

項目	指導事項	ポイント
居宅サービス計画 個別サービス計画	サービスに係る個別サービス計画が居宅サービス計画に基づいた内容となっていない。	<p>サービスに係る個別サービス計画は、サービス担当者会議等から、サービス提供により利用者が解決すべき課題を適切に把握した上で、作成するようにしてください。</p> <p>また、管理者等はサービス提供に当たっては、個別サービス計画に基づき行われるよう適切に管理・監督を行ってください。</p> <p>なお、個別サービス計画を作成せずに行うサービス及び個別サービス計画に基づかないサービスについては、適切なサービスとは認められないといため、介護給付費及び利用者負担の請求はできません。</p>
	利用者又はその家族に個別サービス計画が交付されていない。	個別サービス計画を作成(変更を含む。)した場合は、当該計画が居宅サービス計画に沿ったものであるかを確認したうえで、当該計画の目標及び内容等について利用者又はその家族に説明し、遅滞なく交付してください。
	【居宅介護支援】 居宅サービス計画の作成時における、アセスメントにおいて、把握すべき課題分析標準項目(23項目)のうち、記録する項目が不足している。	<p>居宅サービス計画の作成時におけるアセスメント(※)の項目が課題分析標準項目の全てを具備しているかを確認していただき、不足がある場合は、速やかに改善してください。(介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目について(平成11年老企第29号別添))</p> <p>※ 利用者の状況を把握・分析し、解決すべき課題を明らかにすること。</p>
サービスの実施状況の把握・評価	提供したサービスについて、目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について評価されていない。	サービスの提供に当たっては、目標への達成度合いや満足度などについて常に確認し、必要に応じて個別サービス計画を修正するなど、その改善を図るようにしてください。
領収証	利用者の居宅サービス計画を作成した事業所名が記載されていない。	利用者から利用料の支払いを受けた都度、領収証を交付してください。また、当該領収証には、居宅サービス計画に訪問看護等の居宅サービスが位置付けられていることを確認の上、「医療費控除の対象となる金額」及び「居宅サービス計画を作成した事業所名」を記載してください。

項目	指導事項	ポイント
サービスの質の評価	提供するサービスの質について、自己評価とこれに基づく改善が行われていない。	評価の方法は任意ですが、自己評価シートの作成、利用者等へのアンケート調査等により、事業所が提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るようにしてください。
管理者の責務	事業所の従業者及び業務の管理が一元的に行われていない。	従業者の出退勤の管理やシフト等による業務管理が行われていない事例が見受けられました。管理者は、従業者の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行ってください。また、従業者に運営基準を遵守させるための指揮命令を適切に行ってください。
勤務体制	雇用契約書、労働条件通知書等によって、事業所の従業者であること及びそれらの者が管理者の指揮命令下にあることが明確になっていない。	雇用契約書、労働条件通知書等に就業場所(事業所名)、職種等(介護職員等)を明記し、管理者の指揮命令下にあることを明確にしてください。
	従業者の日々の勤務時間が明確に区分されていない。	利用者に対する適切なサービス提供体制を確保するため、事業所ごとに勤務表を作成し、日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明記し、従業者の勤務状況を把握し、適切に管理してください。
業務管理体制整備に関する届出(変更含む。)		介護保険法の規定に基づき、介護サービス事業者には、法令遵守等の業務管理体制の整備が義務付けられています。整備すべき業務管理体制は事業所数に応じて定められています。令和3年4月1日から、事業所が寝屋川市のみに所在する事業者は、届出先が寝屋川市へと変更されています。

## 2 特に注意していただきたい指導事項

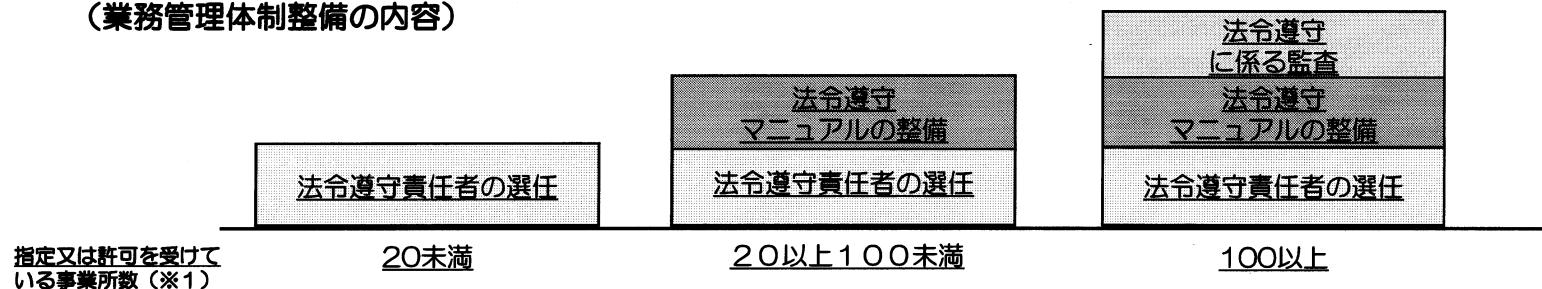
項目	指導事項	ポイント
人員に関する基準	<b>【訪問介護】</b> 管理者又はサービス提供責任者が常勤職員として配置されていることが確認できない。	常勤とは、事業所において定めている常勤の従業者が勤務すべき時間に達している必要があり、介護保険外サービスに従事する時間等は含むことができません。
介護報酬 (初回加算)	<b>【訪問介護】</b> 初回加算について、サービス提供責任者が初回又は同月内に利用者の居宅を訪問又は他の訪問介護員に同行している記録が、サービス提供記録等に記録されていない。	サービス提供責任者が、指定訪問介護に同行した場合については、サービス提供記録等に、同行訪問した旨を記録してください。 なお、同行の場合は、利用者の状況等を確認した上で、途中で現場を離れた場合であっても算定できます。
介護報酬 (特定事業所加算)	<b>【訪問介護】</b> 特定事業所加算の要件を満たしていない。 ・全ての訪問介護員等に対し、事業主負担による定期健診が実施されていない。 ・サービス提供に当たっての留意事項の伝達が不十分である。	特定事業所加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。
介護報酬 (サービス提供体制強化加算)	<b>【(介護予防)訪問入浴介護】</b> サービス提供体制強化加算の要件を満たしていない。 ・全ての従業者ごとに、個別具体的な研修の目標等が記載された研修計画を作成していない。 ・サービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は従業者の技術指導を目的とした会議において、必要な議事全てを満たせていない。	サービス提供体制強化加算を算定するに当たっては、加算の区分に応じて複数の要件の全てを満たす必要があります。 再度、加算の要件を御確認していただき、加算の要件に適合した、適切な運営を行ってください。

項目	指導事項	ポイント
介護報酬 (科学的介護推進体制加算)	【通所サービス、居住サービス及び多機能サービス】 LIFEへの情報を提出すべき月について、情報の提出が行われていない。	<p>利用者ごとのADL値(ADLの評価に基づき測定した値)、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報をLIFEを用いて厚生労働省に提出しなければなりません。次の各号に定める月の翌月10日までに提出してください。</p> <p>(1) 算定開始月においてサービスを利用している者については、当該算定開始月</p> <p>(2) 算定開始月の翌月以降にサービスの利用を開始した者については、当該サービスの利用を開始した日の属する月</p> <p>(3) (1)又は(2)の月のほか、少なくとも6月ごと</p> <p>(4) サービスの利用を終了する日の属する月</p>
介護報酬 (運営基準減算)	【居宅介護支援】 運営基準減算に該当するにもかかわらず、減算されていない。	<p>サービスを提供するに際し、あらかじめ利用者に対し、居宅サービス計画の作成に当たり、利用者から介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること等を文書を交付して説明していない事例が見受けられました。</p> <p>居宅介護支援の運営基準を確認し、適切な運営を行ってください。</p> <p>なお、運営基準減算事由に該当する場合は、当該事由に該当するに至った月は所定単位の100分の50に相当する単位数で算定し、運営基準減算が2か月以上継続している場合は、所定単位数の算定はできません。</p>
介護報酬 (同一建物減算)	同一建物減算に該当するにもかかわらず、減算されていない。	<p>事業所の所在する同一敷地内建物等に居住する利用者又は事業所における1月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対してサービスを行った場合、同一建物減算に該当します。</p>

# 1 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

- 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



67

【届出先】

区分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者（※2）	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

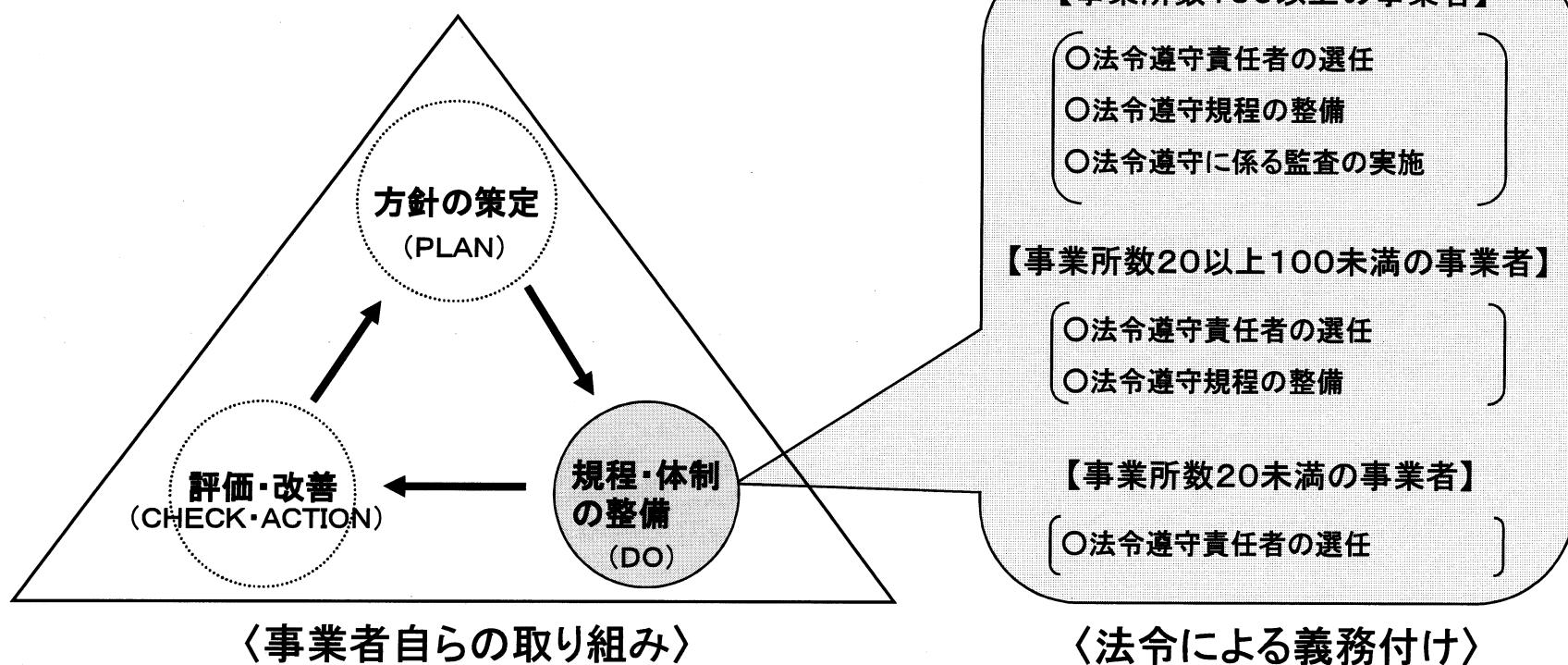
(※1) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。  
(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

(※2) 指定事業所に介護療養型医療施設を含む場合の事業者を除く。(届出先は、都道府県知事)

## 2 業務管理体制の整備

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

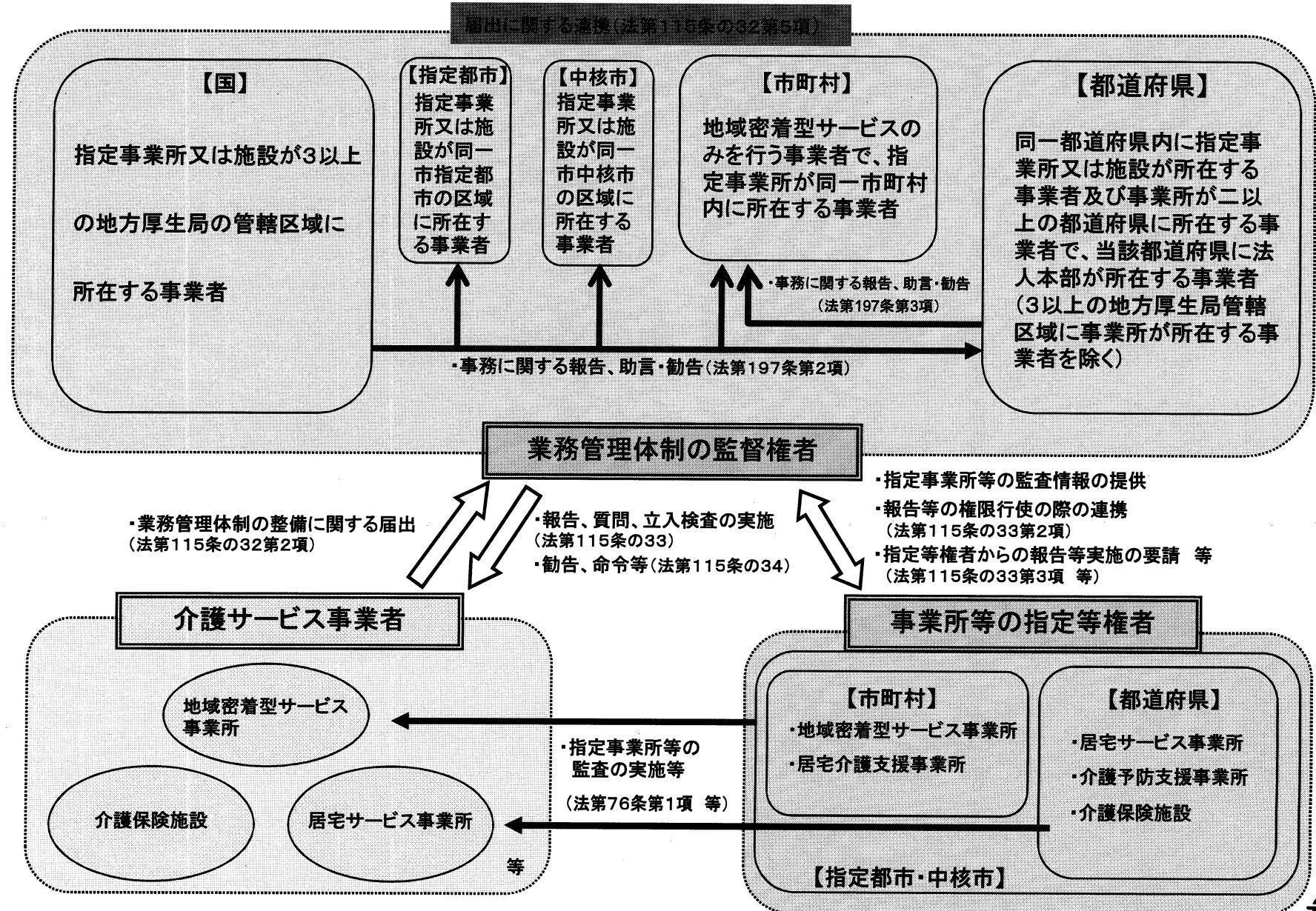
【法令等遵守<sup>\*1</sup>態勢<sup>\*2</sup>の概念図】



\*1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

\*2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

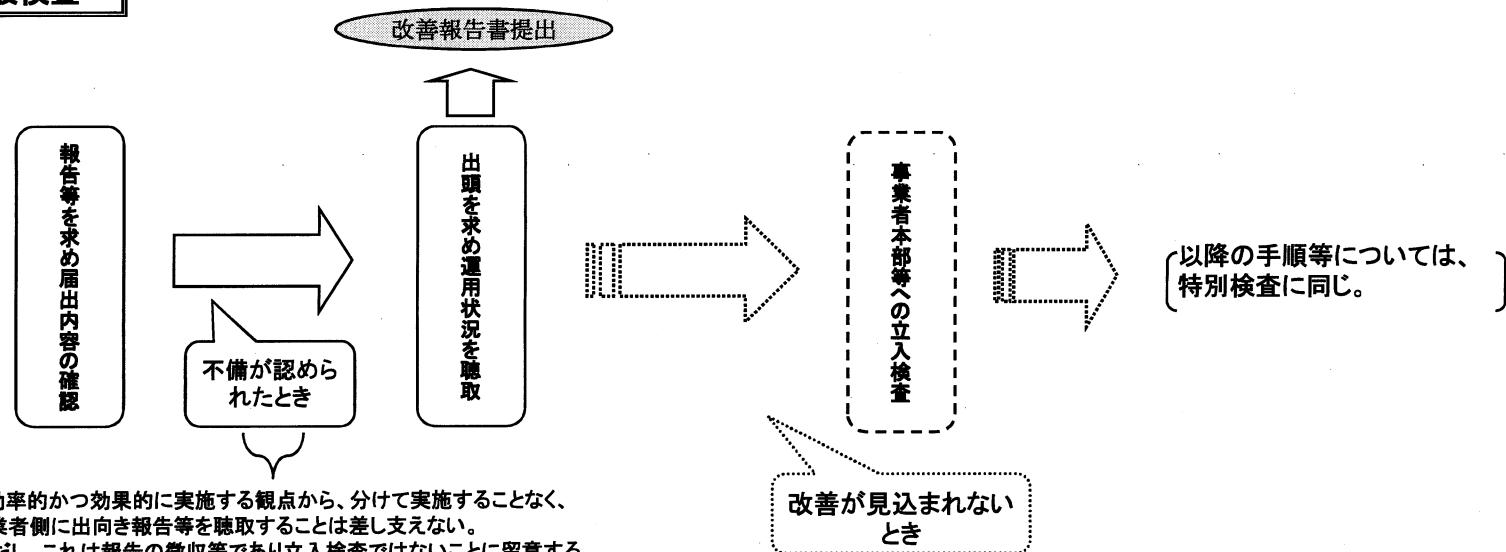
### 3 業務管理体制の監督体制等



## 4 業務管理体制整備等の監督方法

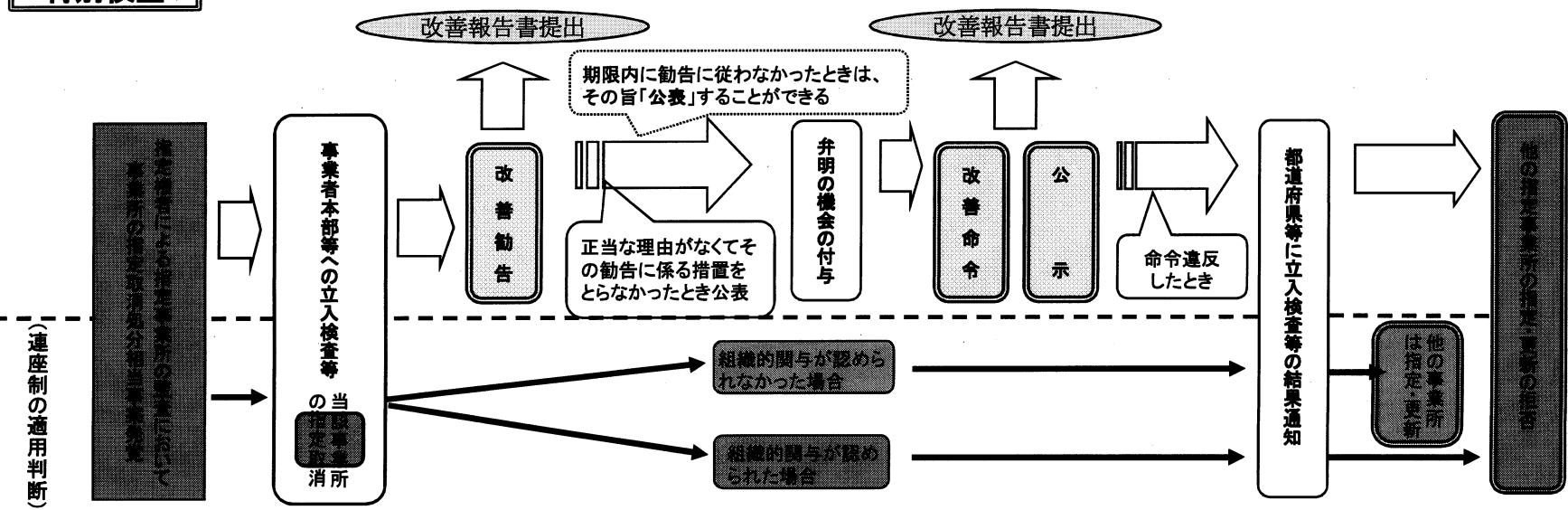
### 一般検査

(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的に実施)



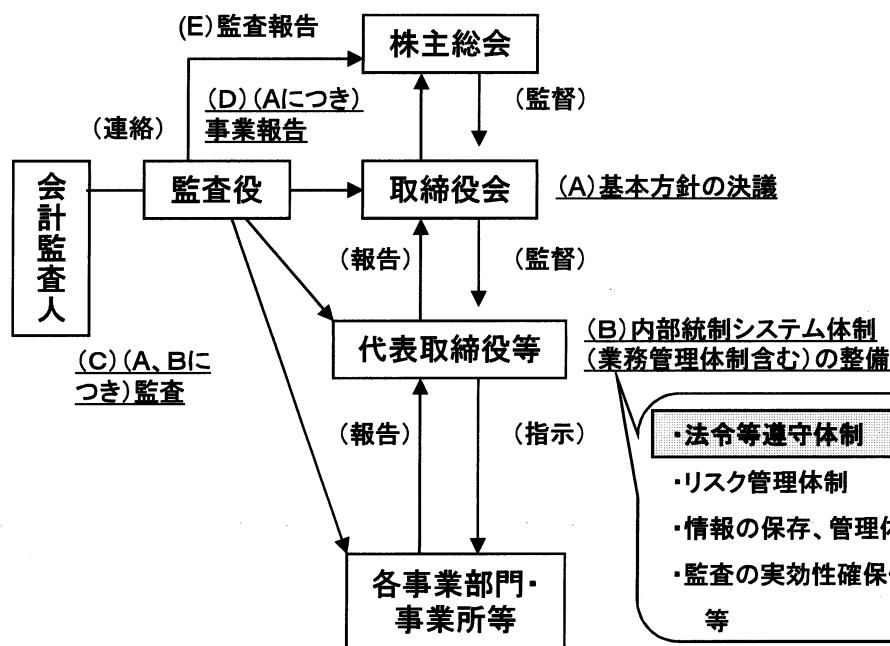
### 特別検査

(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



## 5 業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



【立入検査での法令等遵守態勢の確認の視点】

### 1 方針の策定

- ① 法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ② 法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③ 方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

### 2 内部規程・組織体制の整備

- ① 法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ② 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③ 各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

### 3 評価・改善活動

- ① 法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ② 検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け) 内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A, Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。